

浜松市営住宅駐車場の有料化に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。)に基づく市営住宅駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関し、新たに有料化を図るための必要な事項を定める。

(新たに駐車場の有料化を図る対象の選定要件)

第2条 新たに有料化する駐車場の選定は条例別表1から6に区分される市営住宅(以下「団地」という。)ごととする。

2 市は、次の各号の条件をすべて満たす団地を選定する。

(1) 団地の住戸数と概ね同数の駐車区画が確保できること。なお、団地の入居状況を勘案した結果、住戸数に満たなくても支障がないと判断した場合にはこの限りではない。

(2) 団地内に既に区画線の表示、排水処理、照明設備等の整備(以下「駐車場整備」という。)がされていること。舗装については、団地の状況等によりその必要性を判断する。

(3) 用途廃止若しくは建替えが計画されていない団地であること。

(新たに駐車場の有料化を図る対象の選定)

第3条 市は、前条第2項の規定をすべて満たし、駐車場有料化に適すると判断した団地(以下「対象団地」という。)の駐車場を有料化する。ただし、団地の立地及び周辺状況、実情等により有料化の必要性が高いと判断された場合、前条第2項の規定についてはこの限りでない。

2 対象団地選定に先立ち、市は駐車場が有料化されていない団地について現地調査及び使用料調査を実施する。

3 選定の際、市は本条第2項の調査結果にもとづき対象団地を決定する。

(駐車場使用料)

第4条 駐車場使用料は、条例施行規則にて定める。

2 駐車場使用料の設定基準については、別途定める。

3 対象団地の駐車場使用料は、有料化による急激な負担の増加を緩和するため、公営住宅法施行令第11条を準用する。なお、その際は百円未満を切り捨てた額とする。

(入居者への周知)

第5条 市は、対象団地の入居者に対して、有料化導入開始の6ヶ月以上前に駐車場を有料化する旨を通知しなければならない。

(駐車場の管理)

第6条 対象団地の駐車場管理に関しては、浜松市営住宅駐車場の管理に関する要綱(平成9年7月1日施行)を適用する。

附則

この要綱は平成19年8月20日より施行する。

附則

この要綱は平成19年9月19日より施行する。

附則

この要綱は平成28年11月1日より施行する。